

令和5年度（下半期：9月～3月分）保育料が決定しました

◆保護者の皆様へ

保育所保育料については、年に2回、上半期と下半期に算定しています。

令和5年9月～令和6年3月分の保育料について、令和5年度の市民税課税額をもとに算定を行い、金額が決定しましたので、別紙通知書のとおりお知らせします。

◆八幡浜市の保育所保育料

単位：円

八幡浜市の階層区分		標準時間基準額(月額)	短時間基準額(月額)
		3歳未満児	3歳未満児
生活保護世帯		0	0
市民税非課税世帯		0	0
C1	市民税均等割額のみ	14,500	12,000
C2	1 以上 24,300 未満	18,000	15,500
C3	24,300 以上 48,600 未満	19,500	17,000
D1	48,600 以上 65,000 未満	24,000	21,500
D2	65,000 以上 81,000 未満	27,000	24,500
D3	81,000 以上 97,000 未満	30,000	27,500
D4	97,000 以上 121,000 未満	34,000	31,500
D5	121,000 以上 145,000 未満	39,500	37,000
D6	145,000 以上 169,000 未満	44,000	41,500
D7	169,000 以上 213,000 未満	48,000	45,500
D8	213,000 以上 257,000 未満	49,000	46,500
D9	257,000 以上 301,000 未満	50,000	47,500
D10	301,000 以上	54,000	51,500

※C2～D10は市民税所得割の税額です。

保護者または生計を一にしている扶養義務者（家計の主宰者）全員の合算額となります。

※市民税が次の控除を受けている場合は、控除前の課税額となります。

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除 寄付金税額控除 等

●保育料は保育時間の認定(保育必要量)により区分されます

保育料は、保育標準時間と保育短時間の2つに区分されます。保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料では差があります。

●保育料のお支払について

毎月月末（月末が土日祝祭日などの休日の場合はその休日明けの日）に指定の口座からの引き落としとなりますので、振替日の前には通帳残高の確認をよろしくお願ひします。口座振替の申し込みがまだの場合はお早めに申込みをお願いします。



（裏面もご覧ください）

◆保育料の減額について

年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障害者（児）のいる世帯および多子世帯の保育料については減額になります。

① 年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障害者（児）のいる世帯の第1子の保育料

単位：円

八幡浜市の階層区分		標準時間基準額(月額)	短時間基準額(月額)
		3歳未満児	3歳未満児
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	市民税均等割額のみ	6,750	5,500
C2	1 以上 24,300 未満	8,500	7,250
C3	24,300 以上 48,600 未満	9,000	8,000
D1	48,600 以上 65,000 未満	9,000	9,000
D2のうち 65,000 以上 77,101 未満			

※ここでの年収約360万円未満相当の世帯とは、保育料決定の際に算定される市民税所得割の額がD2階層77,101円未満の世帯です。

※第2子以降の保育料は無料となります。その際、算定対象となる第1子の年齢制限はありません。（算定の対象となるのは、生計を一にする子どもに限ります）

② 年収約360万円未満相当の共働きの多子世帯の保育料【D1階層57,700円未満】

第2子は半額、第3子以降は無料となります。（算定の対象となるのは、生計を一にする子どもに限り、年齢制限はありません）

③ 年収約360万円以上相当の多子世帯の保育料【D1階層57,700円以上】

第2子は半額、第3子以降は4,500円（副食費相当分）となります。（算定の対象となるのは、生計を一にする子どもに限り、年齢制限はありません）

ただし、小学校就学前の範囲内において、第3子以降は無料。

●保育所への届け出について

保育認定や保育料の算定に関わる場合がありますので、家庭の状況や、就労状況などに変更が生じた場合は保育所に届け出てください。

また、修正申告等で市民税額に変更が生じた場合は、保育料に関わる場合があるので、市役所子育て支援課まで連絡をお願いします。

◎問い合わせ

八幡浜市役所 子育て支援課 保育・幼稚園係 ☎21-0402 内線 1163